



つくばみらい市訓令第12号

つくばみらい市行政改革推進本部要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月3日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市行政改革推進本部要綱の一部を改正する訓令

つくばみらい市行政改革推進本部要綱（平成18年つくばみらい市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を次のように改める。

3 代表幹事は、市長公室長をもって充て、幹事は代表幹事が指名する。

別表第2を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。